納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第九項において同じ。）」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に改め、「、第八十一条の十五」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第三項中「（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」を削り、「、課税対象金額（同法」を「、租税特別措置法」に、「を いう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項」を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項」を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」を削り、「課税対象金額（同法第六十六条の九の二第一項」を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項」を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項」を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第四項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第百四十二条の三」を「第百四十四条第六項第一号」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額」を削り、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は各連結事業年度において課された」を「において課された」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に、「この条」を「この項」に、「第五十七条の二の四」を「第五十七条の二の四第二号ロ」に、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「若しくは同令第百九十七条第四項」を「又は同令第百九十七条第四項」に改め、「若しくは同令第百五十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）」を削り、「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第八項」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「当該事業年度又は連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、「又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）」を削り、同項第一号中「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該被合併法人が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「ものとし」の下に「、当該分割法人等が通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この号において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該分割法人等又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度の」に、「連結所得」を「所得」に改め、「連結事業年度がある」を削り、「連結事業年度以前の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「又は連結事業年度」を「事業年度又は各連結事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「又は各連結事業年度」を「事業年度又は各連結事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十二項第二号」を「第二十一項第二号」に、「合併事業年度等」を「合併事業年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に、「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」を「以後の各事業年度」に、「分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額」を「分割等前三年内事業年度の控除限度超過額」に、「分割等前三年内事業年度等の区分」を「分割等前三年内事業年度の区分」に、「又は連結事業年度の控除限度超過額」を「の控除限度超過額」に改め、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第二十二項第三号」を「第二十一項第三号」に、「分割承継等事業年度等」を「分割承継等事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「第十項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「第八項」を「第七項」に、「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第十一項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項」を「第八項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「法人三年前事業年度等開始日」を「法人三年前事業年度開始日」に、「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」に、「被合併法人等前三年内事業年度等」を「被合併法人等前三年内事業年度開始日」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九項第二号」を「第八項第二号」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「分割等前三年内事業年度等の」を「分割等前三年内事業年度の」に、「当該分割等前三年内事業年度等」を「当該分割等前三年内事業年度」に改め、同号イ中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に改め、同項第二号中「分割等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、「第八項後段」を「第七項後段」に改め、同号イ中「規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号」を「規定する調整国